

1 事業の目的

高まる在宅医療のニーズに対応していくため、在宅に赴いてこれから診療を始めようとする、又はその取り組みを拡充しようとする医科の病院又は診療所等（以下「これから在宅医療への参入又は拡充に取り組む医療機関等」という。）の裾野を広げていくことが重要である。

とりわけ1人医師体制では取り組みに困難さを感じている医師の負担を軽減するため、これから在宅医療への参入又は拡充に取り組む医療機関等による連携を図り、地域で支え合う体制構築（参入促進・連携（グループ化））に取り組むことを目的とする。

2 参入促進・連携（グループ化）の定義

これから在宅医療への参入又は拡充に取り組む医療機関等で、少なくとも同一法人以外の2以上の医療機関及び訪問看護事業所が協定を締結し、在宅医療において積極的役割を担う医療機関（連携する医療機関から選定）及び在宅医療に必要な連携を担う拠点（郡市医師会）として、次に示す3つの事項について取り組むことで「参入促進・連携（グループ化）」とする。取組に当たっては、市町村、歯科診療所、薬局、訪問リハビリテーション事業所、居宅介護支援事業所などの関係機関による連携体制の構築が望ましい。

なお、これから在宅医療への参入又は拡充に取り組む医療機関の取り組みを支援（補完）する役割として、後方支援病院や在宅医療専門診療所（機能強化型在宅療養支援診療所を含む）などを想定している。

また、郡市医師会と市町村とが連携強化し、在宅医療の推進を加速する体制を構築する取組もグループ化の一環とする。

【地域で支え合う医療機関等の連携体制を構築するために必要な3つの取組】

- 1 グループ化した医療機関等を支える取組
- 2 患者・家族を中心とした在宅医療を推進するための取組
- 3 在宅医療についての普及啓発活動等を行う取組

3 参入促進・連携（グループ化）の公表等

これから在宅医療への参入又は拡充に取り組む医療機関等の参考となるよう、また、利用者にとっての安心感の醸成につながるよう次の取り組みを行っていく。

- (1) 地域ケア推進センター（以下「推進センター」という。）のホームページ等で取り組みを公表する。
- (2) 参入促進・連携（グループ化）した医療機関等については、別に定める「在宅医療参入促進・連携（グループ化）機関証」を交付する。
- (3) 推進センターが主催する研修を受講した医師等に対し認定証を交付する。

4 在宅療養をしている利用者に関する事項

当該事業は、これから在宅医療への参入又は拡充に取り組む医療機関等での連携を図り、地域で支え合う体制構築を目的としている。したがって、利用者が受診する医療機関等を当該事業により参入促進・連携（グループ化）した医療機関等に限定することを意図するものではない。

5 参入促進・連携（グループ化）の事業内容

(1) 実施主体（取組医療機関等）

郡市医師会（少なくとも同一法人以外の2以上の医療機関及び訪問看護事業所）

(2) 取組内容

上記2に記載する「地域で支え合う医療機関等の連携体制を構築するために必要な3つの取組」を行うものとする。

なお、取り組みに当たっては、次のア及びイの視点に留意すること。

ア 取組に係る運営体制の構築

(要件)

- ・これから在宅医療への参入又は拡充に取り組む医療機関等に対する支援体制を構築すること。
- ・支援体制の構築については、関係市町村と連携を図り取り組むこと。

イ 仕組づくり（取組）

(要件)

- ・上記2の「地域で支え合う医療機関等の連携体制を構築するために必要な3つの取組」を実施すること。

6 県の役割

予算の範囲内で本事業に係る費用の助成を行い、推進センター、保健所及び市町村等と連携を図り、事業実施主体等への必要な支援を行う。

7 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

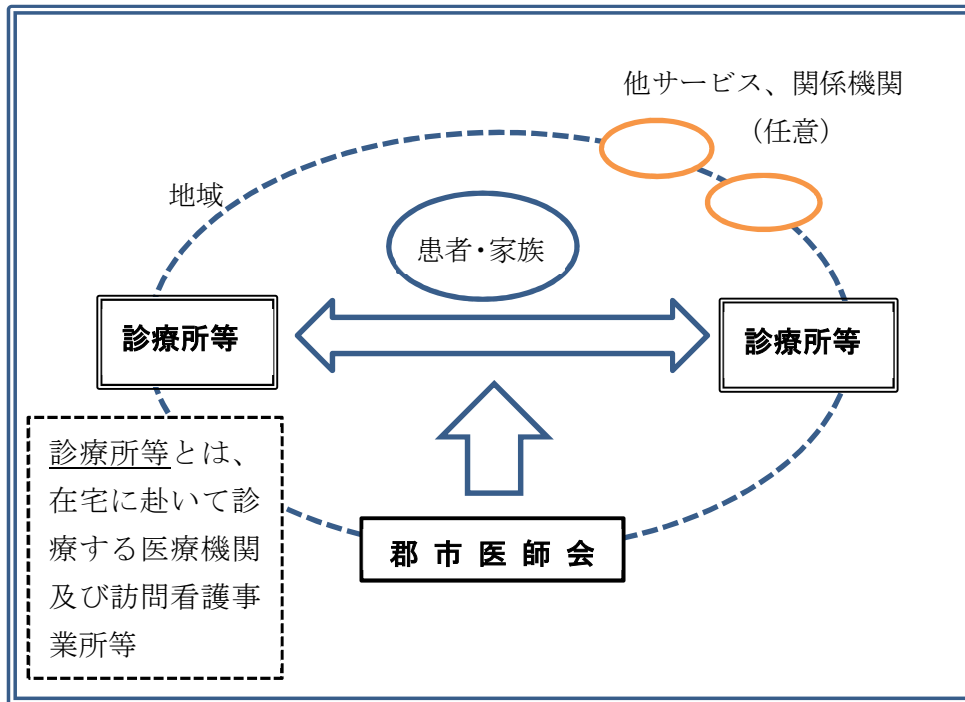
付 則

この要項は、令和4年4月1日に施行する。

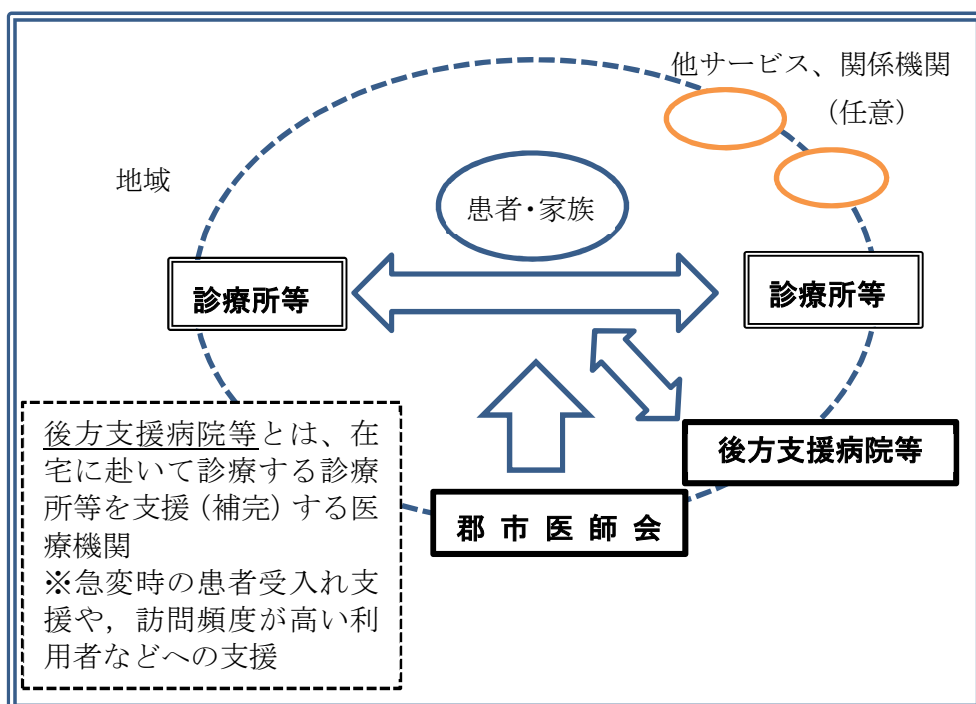
内 規

5（2）に記載する「これから在宅医療への参入又は拡充に取り組む医療機関等の支援体制」の取組例

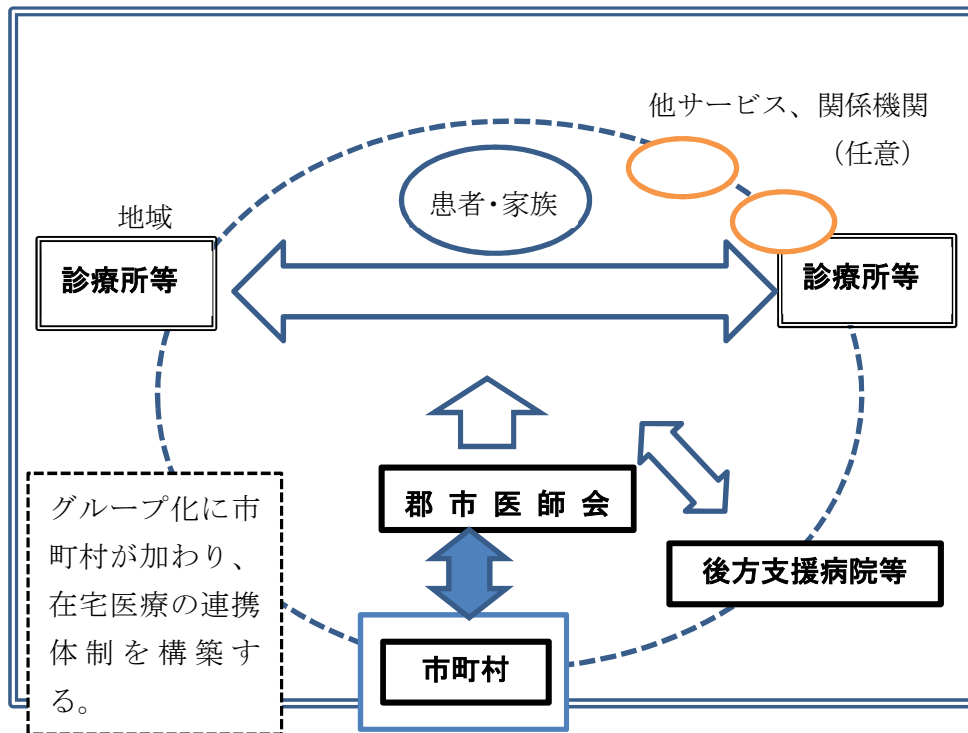
（例 1-1）医師会とこれから在宅医療への参入又は拡充に取り組む 2 以上の医療機関等による連携



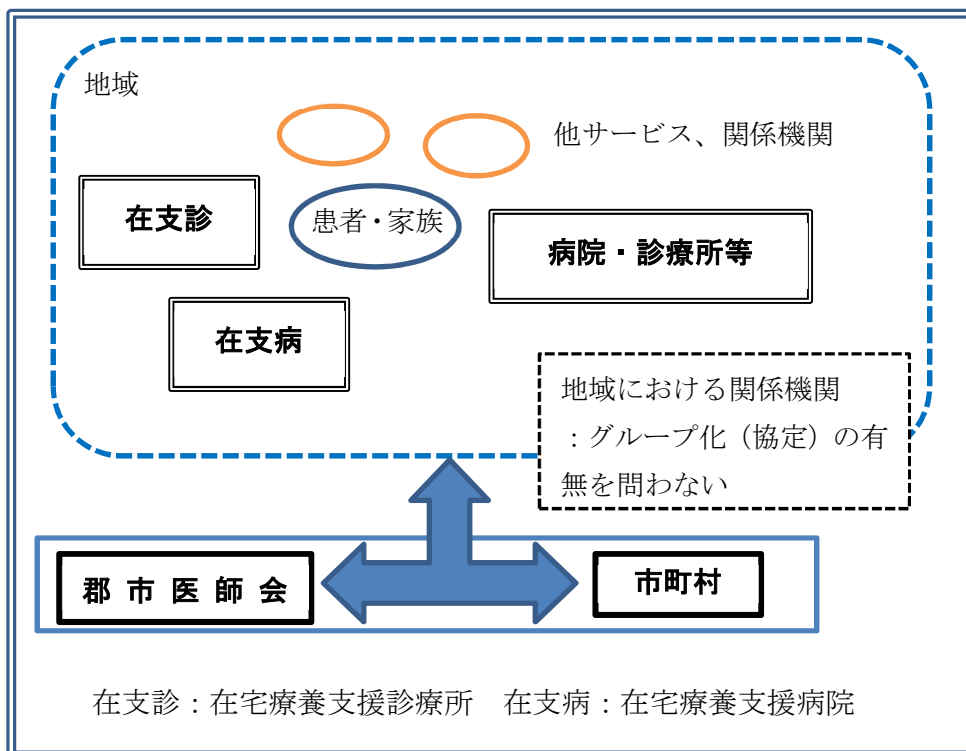
（例 1-2）医師会とこれから在宅医療への参入又は拡充に取り組む 2 以上の医療機関等と後方支援病院等による連携



(例 1-3) グループ化に市町村が加わり、郡市医師会が中心となり、グループ化した医療機関や関係機関等で、在宅医療の連携体制の構築に関する検討会や研修会等を実施する。



(例 1-4) 郡市医師会と市町村が中心となり、在宅医療推進にかかる拠点の機能強化などの連携体制の構築に関する検討会や研修会等を実施する。



内 規

参入促進・連携（グループ化）の取組を行う実施者については、地域医療を担うものとして、以下の1から3の取組を行うものとする。

1 グループ化した医療機関等を支える取組

- これから在宅医療へ参入又は、拡充に取り組む医療機関等の連携体制を構築する取組を行う。
- 医療機関（特に1人の医師が開業している診療所）が、必ずしも対応しきれない夜間や、医師不在時、患者の病状の急変時等において、地域で支え合う支援体制を構築する。

2 患者・家族を中心とした在宅医療を推進するための取組

- 患者・家族の望む医療や暮らしのために、在宅療養に必要な医療サービス等や家族の負担軽減につながるサービスを適切に提供するために、地域包括支援センターや介護支援専門員等との連携、紹介、窓口の明確化などシームレスな地域医療連携に向けた取り組みを行う。
- 地域の医療従事者等による打ち合わせを定期的に行い、在宅医療における連携上の課題（退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、災害時等）に対する対応策の検討等を実施する。
- 郡市医師会と市町村が中心となり、グループ化した医療機関等や関係機関で、在宅医療の連携体制の構築に関する検討会や研修会等を実施する。

3 在宅医療についての普及啓発活動等を行う取組

- 利用者・家族等への在宅医療に対する理解を深め、在宅医療が適切に提供できるための取組を行う。
- 在宅医療に従事する人材育成として、各専門職に対する在宅における療養、訪問診療や訪問看護の役割について理解を深める取組を行う。
- 在宅医療や従事する専門職の機能や役割を広く紹介し、地域に浸透させる取組を行う。